

# 単品スライド条項 運用マニュアル

我孫子市水道局

令和8年度版

## 我孫子市水道局 単品スライド条項 運用マニュアル

### 1 単品スライドとは

単品スライドとは、我孫子市水道局工事請負契約書約款第26条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に発注者又は受注者が請負代金額の変更を請求できる措置です。

### 2 運用基準について

#### (1) 請負代金額の変更の考え方

請負代金額の変更請求に基づき、対象工事材料の品目類ごとの価格上昇に伴う変動額のうち、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担します。請負代金額は精算変更後の最終的な全体工事費ですが、部分引渡し部分や出来高払い部分については、遡って単品スライド条項を適用することはできません。ただし、既済部分検査結果通知書より、工事請負契約書約款第26条第5項の適用の対象とした場合は除きます。

#### (2) 対象となる工事材料

鋼材類と燃料油とその他工事材料の3区分・5品目

◆鋼材類：H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等（賃料や損料も対象とすることが可能）

◆燃料油：ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

◆その他工事材料

コンクリート類：生コンクリート、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等

アスファルト類：アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等

その他主要な工事材料：上記以外の主要な工事材料が対象

#### (3) 対象となる工事

次の条件をすべて満たす工事です。

① 対象材料の実際の搬入月・購入月における実勢単価を用いて、部分引渡し部分や出来高払い部分を除いた当該工事の請負代金額を再積算した場合に、部分引渡し部分や出来高払い部分を除いた当該工事部分が、再積算前の金額より1%以上変動している工事。

## ② 残工期が原則2ヵ月以上ある工事

### 3 請求期日について

受注者は我孫子市水道局工事請負契約書約款第26条第5項に基づき、原則工期末の2ヶ月前までに請負代金額の変更について請求する必要があります。その際、実際に購入した材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入時期のすべてを証明する書類を提出する必要があります。

### 4 受注者が証明すべき書類が整わない場合

受注者が発注者の求めに応じず、必要な証明書類を提出しない場合は単品スライド条項の対象外とします。

### 5 算定方法

請負代金額の変更額の算定方法は、次により算出するものとする。

※ 単品スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではありません。

(1) 当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類、燃料油、その他工事材料（コンクリート類、アスファルト類、その他の主要な工事材料）に該当する各材料の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = K \times (100 / (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率})) \text{ (万円未満切り捨て)}$$

$$K = (M_{\text{変更}}(\text{鋼, 油, 材料})) - (M_{\text{当初}}(\text{鋼, 油, 材料})) - P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}}(\text{鋼, 油, 材料}) = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 \} \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

$$M_{\text{変更}}(\text{鋼, 油, 材料}) = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 \} \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100)$$

S : スライド額（税抜き額）

K : 請負代金額の変動額

M当初（鋼，油，材料）：価格変動前の品目類ごとの金額

M変更（鋼，油，材料）：価格変動後の品目類ごとの金額

p : 設計時点における対象材料の設計単価（単価合意比率等を乗じた単価）

p' : 価格変動後における対象材料の設計単価（単価合意比率等を乗じた単価）

D : 請負代金額の変更額の算定の対象とする数量

P : 請負代金額

(2) 実際の購入金額が実勢価格を下回る場合にあっては、受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式により請負代金額の変更額を算定する。

(3) 実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象材料ごとに実際の購入金額の単価が実勢価格以上になることを確認した資料をもって対象品目及び対象材料を発注者に様式 3-5 により申し出、また当該地域での市場取引価格が確認できる 2 社以上の見積りを提出すること。その後、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、実際の購入金額により価格変動後の金額を算定する。なお、実際の購入金額が適当な購入金額であるかについては、材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（単価合意比率【落札率】を考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性の確認を行う。妥当性の目安は、実勢価格の単価（単価合意比率【落札率】を考慮）+30%とする。

(4) 「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

- ① 受注者が各対象材料を実際に購入した際の数量が、請負代金額の変更額の算定の対象とする数量（以下、「対象数量」と言う。）以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。
- ② 受注者が各対象材料を実際に購入した際の数量が、対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。
- ③ 燃料油に該当する各対象材料について、下記④の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を下記(6)の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格を乗じて得た金額。
- ④ 燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても対象数量とすることができる。

(5) スライド額の算定に用いる「価格変動後の各対象材料の単価（ $p'$ ）」は、次に定めるとおりとする。

- ① 鋼材類及びその他対象材料（燃料油を除く）  
対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場に搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとに搬入数量で荷重平均した価格）とする。
- ② 燃料油  
対象材料を購入した翌月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとに搬入数量で荷重平均した価格）とする。

ては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で荷重平均した価格)とする。  
なお、(4)④の規定により受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても、(6)の対象数量とすることとした場合は、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

- (6) 「対象数量」は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。
- ① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量。
  - ② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量。
  - ③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。
  - ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの。